

山梨県公報

第二千八百五十五号

平成三十一年

一月二十四日

木曜日

目次

公 告

- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知……………一
- 土地改良区役員の内任(二件)……………一
- その他……………一
- 漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………二

公 告

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を忍野村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十一年一月二十四日

山梨県知事

後 藤

斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡忍野村内野字八重合羽四四〇一の内一	後藤幸明、後藤市枝、三浦七重、米山久治、後藤光好、米山高明、桜井駒雄、後藤光雄、米山豊、渡辺春枝、桜井政清、前田友一、桜井乙行、後藤貞治、後藤種美、米山清勲、後藤萬策、渡辺新作、小林亨、宮下久八、桜井光利、後藤護

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年十月三十一日農林水産省告示第二千四百四十五号

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。

● 土地改良区役員の内任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成三十一年一月二十四日

山梨県知事

後 藤

斎

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事	野田正資	韮崎市円野町入戸野五番地	平成三十年十二月二十一日

● 土地改良区役員の内任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成三十一年一月二十四日

山梨県知事

後 藤

斎

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日

理事	野田正資	葦崎市円野町入戸野五番地	平成三十年十二月二十一日
----	------	--------------	--------------

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成三十一年一月二十四日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 宮 崎 淳 一

- 一 指示の内容 河口湖との合流点より上流の奥川及び寺川で、ワカサギ及びその卵を採捕してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するため及び河口湖漁業協同組合が河口湖のワカサギ資源増殖のために採捕する場合は、この限りでない。
- 二 指示の期間 平成三十一年一月二十五日から同年五月三十一日まで